

車両所に働く仲間たちの声

職場環境・労働条件の改善を求め

80項目の申し入れ

東京車両所・三島車両所における「職場改善諸要求」に関する申し入れ

労働条件の改善と安全で働きがいのある職場環境をつくるために以下のとおり申し入れを行いました。

1. 各車両所に関する共通事項

- (1) 翌月の休日指定予定日を毎月10日までに発表すること。
- (2) 54歳原則出向は廃止すること。また、年度初に具体的な人数も含め、前広に計画予定を明らかにすること。
- (3) 車両所に導入されたいわゆる『復帰教育』は、見せしめの教育であるため直ちに中止すること。
- (4) 車両所において、所長権限により車両係でありながら技術系の業務を担当させる、いわゆる「ゴールデンハンマー」は直ちに廃止し、技術系の登用を増やすこと。
- (5) 管理者による一方的な指摘・注意がボーナスカットの理由とされていた。このような恣意的な指摘行為は直ちにやめること。
- (6) 一作業に対する提出書類物（調査報告書・故障報告書・チェック表等）が多く作業開始及び終了が大幅に遅れるし、作業しづらいため簡素化すること。
- (7) 第一検修庫、第二検修庫は老朽化により、屋根上からの雨漏れ、床コンクリートの欠損による段差の発生、さらには側溝のグレーチングに凹凸の危険個所が多数ある。サービスデッキ床の凹凸によって労働災害も発生している。労働災害防止及び、運転事故防止のため早急に一齐点検を実施し対策を行うこと。また、点検結果と修繕計画の優先順位について明らかにすること。
- (8) 着発線1番～25番線通路に段差があり（特にコンクリート部分）労働災害の恐れがある。早急に対策をすること。
- (9) 研削線の渡り通路は枕木の腐蝕が著しく危険な状態であるため早急に修繕すること。
- (10) 検修庫の夏季の暑さ対策及び冬季の寒さ対策のために設備を改善すること。

夏季対策として、検修庫の屋根の一部を開閉式にして熱を逃がすようにすること。または検修庫内の空気の流れを作る換気送風機を設置すること。

冬季対策として、検修庫の入り口にエアーカーテンを設置し寒気の侵入を抑えること。また、ボイラー熱やソーラー熱を利用し庫内の保温をはかること。

- (11) 夏季における屋根上は、温度が異常なほど上昇するため、パンタグラフ点検場所のスポットクーラーを新品に交換すると共に、未設置箇所には新設すること。なお、作業時間中は常時運転状態とすること。
- (12) 第一、第二検修庫の仕業番線は、屋根上・パンタグラフ周辺のデッキ側には転落防止柵がないため転落する危険がある。転落防止のための柵かネット等を設置すること。
- (13) 第一・第二検修庫のピット灯、サービスデッキ下部の蛍光灯、屋根上点検通路の蛍光灯を定期的に点検し、不具合箇所は早急に修繕すること。特に第一検修庫・7番線、8番線、および第二検修庫・5、6番線先の羽田方デッキ下は早急に灯具を交換すること。
- (14) 第一・第二検修庫の上部窓を電動開閉式にすること。
- (15) 第二検修庫東京方の男子大便所が1つしかないので増設するか別の場所に新設すること。
- (16) 第二検修庫と総合庁舎間に屋根付きの歩行通路を設置すること。
- (17) 総合事務所棟内の過剰なまでの監視カメラは精神衛生上問題があるため、直ちに撤去すること。
- (18) 総合事務所棟のエレベーター内および廊下等の冷暖房対策をすること。
- (19) 総合事務所棟の更衣室は、男性用と女性用の階を別にすること。
- (20) 総合事務所棟4階の各更衣室の天井空調吹き出し付近は、カビと思われる汚れが目立っており健康上問題である。また、空調機器から水滴が落ちてくるなど、不具合な空調は交換すること。
- (21) 総合事務所棟4階洗濯機室の自動洗濯乾燥機を、全て短時間で洗濯乾燥できる機種に変えるか増設すること。
- (22) 浴室の転倒防止マットはカビ・汚れ等が付着しているため、不衛生かつ滑って危険である。よって、マットを撤去し、滑り止め加工を施した床材にすること。
- (23) 風呂場の排水が詰まりやすいので定期的に点検し補修すること。
- (24) 浴室脱衣所に扇風機を増設すること。
- (25) 浴室脱衣所にマッサージチェアを配備すること。
- (26) 社員食堂は、値段が高いため安くすること。
- (27) パンや飲料水の自動販売機の商品の値段をもっと下げること。また、総合事務所棟6階談話室にもパンや菓子とカップ麺の自販機を設置すること。
- (28) 第一検修庫の各詰所近くに飲料水の自販機を設置すること。
- (29) 各詰所内に受動喫煙を防止する「喫煙ルーム」を設置すること。また、スペース等の問題で設置できない場合は、詰所の近くに「喫煙ルーム」を設置すること。
- (30) 現在の喫煙所に屋根と椅子を設置すること。
- (31) 通勤バスについて以下の通り改善すること。
 - 品川発の7時10分、8時00分、8時10分を新設すること。
 - 品川発14時台のバスダイヤは、間隔を均等にするため14時35分発を14

時45分発とすること。

交検休日（非稼働日）の品川発ダイヤは7時10分を新設し、以降は10分間隔とすること。

総合事務所棟発は交検出勤日、休日共に、9時から10時30分までは、15分間隔のダイヤとすること。また、現在総合事務所棟9時33分発のバスは始発とすること。

バスの降車の際は、常時後方のドアも開き降車させること。

2. 東京仕業検査車両所に関する事項

- (1) 仕業検査の作業中に、管理者が作業を中断させて試問しているため業務に支障する。よって、作業中の試問は一切止めること。
- (2) 管理者が検修庫の柱の陰や運転台の裏など物陰に隠れてこっそりと作業の監視を行っている。また、作業に集中している背後から突然現れ、驚かすというような異常な行為が行われている。このような行為は安全上も問題であるので直ちに中止すること。
- (3) 仕業検査は連続して5～6時間も歩きっぱなしということもあり、体力的に負担が大きく、疲労による集中力低下や足元がふらつきつまずくことも多くある。よって、仕業検査班を第一、第二ともに1班ずつ増やすこと。
- (4) 現在の作業時分に見合った入換計画表（通称「ウナギ」）とすること。また、作業遅れでの事情聴取をしているが、無用なプレッシャーでしかない。安全な車両を提供する上で阻害となる事情聴取は止めること。
- (5) 夜間のき電停止が計画されている場合は、仕業検査施行本数を11本未満とするなどの制限を設けること。なお、き電停止は2：30、3：00、3：30の3パターンがあるため、各き電停止時間毎に本数を制限すること。
- (6) B編成の仕業検査を庫1、2番線で施工した場合、110Wの蛍光灯取替などの修繕が発生した際に作業性と安全性が損なわれるため、庫1、2番線には極力入れないようにすること。
- (7) 庫1・2番線間のサービスデッキでの自転車利用を可能とすること。
- (8) 第二検修庫1・2番線において、作業効率および安全確保のために、サービスデッキ上に部品や工具を運搬するための小型電動カートを導入すること。
- (9) 庫1番線の車両検修車の充電設備を東京方に設けること。
- (10) 庫9番線の車両検修車用レールの不具合箇所を修繕すること。
- (11) 庫10番線～12番線のピット内に水たまりが多数あり非常に危険である。抜本的な対策をすること。
- (12) 庫12番線脇又はサービスデッキに蛍光灯等の置き場を設置すること。
- (13) 第一検修庫および第二検修庫の仕業検査休憩室（待機室）に、テレビと長椅子を設置すること。
- (14) 現在、点検ハンマーは共用使用となったが、用意されたのはA担当用の1本だけである。B担当は、下廻り点検でボルトの緩みなどを確認したくても点検ハンマーがないのですべての作業が終了してからA担当から借りなければならない。これでは作業性も悪く、安全確保に支障がある。よって、共用の点検ハンマーを2本とすること。

- (15) 7月より検修用E G S搭載編成が入庫するようになった。検修用E G S搭載編成か否かを確認するためにマニュアルも変更となり、「検修用保護接地N F Bあり、なし」と喚呼するようになった。しかし、普段「保護接地」という言葉を使う人は皆無でありなじまない。例えば銘板は「ワイパー」であっても喚呼は「窓ふき」でも「ワイパー」でもどちらでも良いとなっているように、「保護接地」でも「E G S」でもどちらでも良いとすること。
- (16) 外勤担当者の断路器操作盤の作業状況をビデオ撮影しているが、過度のプレッシャーとなっている。操作盤の作業は庫における列車の「出し」「入れ」に直結する重要な作業であり、安全に支障をきたすと本線にも影響がでることもある。このような安全・安定輸送に支障が出るようなビデオ撮影は直ちに止めること。また、仕業検査班、申告班においてもビデオ撮影を計画しているのであれば安全上問題があるので止めること。

3 . 東京修繕車両所に関する事項

- (1) ウェアラブルカメラ装着の作業は監視労働である。また、周囲の人が知らないうちに被写体となり得るため肖像権侵害など、人権上の問題があるため直ちに中止すること。
- (2) 構内操縦者の夜出の食事休憩時間は続けて1時間とすること。
- (3) 入換作業において、列車報の変更は列車扱所(列車当直)が操縦担当者全員に責任をもって伝達すると共に、操縦詰所にFAX機を設置し変更の都度番号をつけてFAXを送ること。
- (4) 昼入6の担当者は解析担当と兼務で行っているため、入換本数が少なく設定されている。そのため、入1～入5の担当者の負担が大きくなっている。よって、入6担当者の兼務をやめて入1～入6まで入換本数を均等化すること。
- (5) 庫内での仕業検査車両の前部標識灯がハイビームのため、入換での入庫時に眩しく前方確認が出来ないため危険である。従って、庫内の車両は、前部標識灯は減光を基本とすること。
- (6) 基本的(交検・修繕・滞泊車両等は除く)に庫内の車両には手歯止めは使用しないこと。
- (7) 停止位置目標が夜間・早朝非常に見にくいいため自光式(LEDなどで光る)とすること。また、定期的に点検・清掃を行うこと。
- (8) 着発線に構内操縦用の待機場所(小屋など)を設置すること。具体的には着発1番線脇および着発34 - 35番線間に設置すること。
- (9) 第二検修庫内に構内操縦者用の個人用ロッカーを設置すること。
- (10) 安全チョッキは個人貸与とすること。また、雨具(合羽・長靴など)も同様に個人貸与とすること。
- (11) 修繕車両所におけるアルコール検査は止めること。
- (12) 第二検修庫内操縦詰所の床面は、剥がれている箇所があり危険かつ不衛生であるため早急に修繕すること。
- (13) 第二検修庫内操縦詰所内で使用しているキャスター付の椅子は、不良の状態のまま危険であるため新品と交換すること。
- (14) 詰所に鏡を設置すること。

(15) 詰所に電子レンジを設置すること。

4 . 東京交番検査車両所に関する事項

- (1) 庫から庁舎までの移動時間を勤務時間内として十分確保すること。特に、交番検査終了後、記帳室からの退出時間が遅いため、昼の休憩時間確保及び退庁点呼に並ぶために急いで移動しているのが現実であり、焦りと混雑(エレベーター含む)で傷害事故を起こしかねないため余裕をもたせること。
- (2) 交番検査の運用調整日(白日)が年間22日発生し、現在はこの白日を一日中教育などに充てている。しかし、この白日を一日中教育とせず、A交のみ施工もしくはP交とE交のみ施工するなどの運用調整をして、交番検査作業全体に余裕を持たせること。
- (3) ユニットでの定例作業以外に発生する特別な作業もユニットで対応する機会が増えているが、ユニットは定例作業におわれて時間的余裕がない。従って、定例作業以外に発生する作業は特修班が十分に対応出来るように、特修班の要員を増やすこと。
- (4) 加圧機能検査での「側引戸引通しテスト」において「安全帯を着用」とされているが、デッキ中央部での作業であり安全帯を着用しなくても安全上の問題はない。よってこの作業は「安全帯」は不要とすること。
- (5) 庫7番線、庫8番線で交検を施工時、常に隣の番線に電車が加圧状態で在線しているため、その騒音によって、運転台からの放送が聞こえないことや、検査時のエア漏れ確認にも依然として支障がある。また、各ユニットの待機場所においては、隣の電車からの送風が当たるため、体調を崩しかねない。また、熱風がこもり熱中症も心配される。よって、交検施工時は隣の番線の電車は無加圧状態とすること。
- (6) 検修庫の夏の暑さ対策で、1号車から8号車まで「冷風機・送風機」が設置されたが、8号車から16号車間においても早急に設置すること。また、冬季においては暖房設備を充実させ、寒さ対策を万全とすること。
- (7) 記帳室内の小型ロッカーは作業服が収納しきれないし、作業で汚れた作業服が収納できないなど不都合が多い。よって、検修庫内に個人用の縦型大型ロッカーを配置すること。
- (8) 各ユニットにパーテーションを設置し、気軽に着替えができるようにすること。
- (9) 制服の洗濯後の受け渡し時間は現在、出勤時および昼の11時50分からとなっているが、この11時50分を休憩時間開始に合わせ11時30分からとすること。
- (10) 日・祝日の交検稼働日は、作業着の洗濯物が受け取れるようにすること。
- (11) 庁舎7階の詰所が狭いので改善すること。

5 . 三島車両所に関する事項

- (1) 着発線から電留線、仕業庫までの安全通路の足元が暗く転倒し怪我をするおそれがある。また、安全通路が凸凹で危険であるので労災防止のために改善すること。
- (2) 検修庫における列車の入出庫の際に、社員及び関連会社社員に対して電車が動

- き出す連絡手段が一切ないため、非常に危険な状態である。安全輸送の確保および労働災害防止のために、放送ガイダンスなど危険を知らせる設備を施すこと。
- (3) 熱中症対策として、検修庫内に飲料自販機もしくは冷水器等を増設すること。
 - (4) 熱中症対策と快適な作業環境を確保するために、検修庫内の空気の流れをつくるための送風装置を新設すること。

6 . その他の事項

- (1) 専任社員は、労働時間を短くし、休日を増やすこと。
- (2) 検修作業手当 5 0 0 円を倍に増額すること。
- (3) 車両所の業務はパートによって年収に差がある。日勤勤務手当および交番検査手当を新設すること。

以 上